

30五税第222号

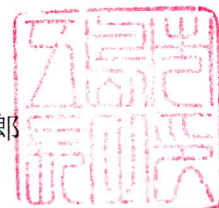
平成30年5月8日

(地権者)

五島市野々切町1260-1

丸田敬章様

五島市長 野口市太郎



「調査実行並びに提言」について (回答)

平成30年4月12日付け文書による標記の質問及び提言について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 誤って課税出来ていなかった原因はどこにありますか。

固定資産税の課税については、長崎地方法務局五島支局からの土地家屋登記済通知書、固定資産の所有者に広報誌やホームページでのご連絡の周知による五島市税務課（以下「税務課」という。）への届出及び固定資産の実地調査により状況を把握し適正な課税に努めているところです。

しかしながら、野々切町1260番1の土地（以下「当該土地」という。）については、五島市農業振興課と税務課が連携不足であったこと、税務課の固定資産の実地調査により確認できなかったこと、税務課に固定資産の所有者からのご連絡がなかったこと等により、税務課が固定資産の状況を把握できなかったことから、課税できていなかったものです。

2. 誤って課税出来ていなかった責任の所在はどこにありますか。

当該土地については、五島市の関係課が連携不足であったこと、税務課の固定資産の実地調査により確認できなかったこと、税務課に固定資産の所有者からのご連絡がなかったこと等により、税務課が固定資産の状況を把握できなかったことによるものです。

3. 誤って課税出来なかった平成16年から平成29年の間の責任はどうなりますか。

当該土地については、地方税法の規定に基づき1月1日現在の固定資産の所有者に遡及して課税いたします。

4. 他にも同様の事案があることが思量されますが、どのように対処されますか。

地方税法の規定に基づき対処いたします。

5. 指摘事項は課税及び徴収の上で、納税者へ対し公正・公平行われていますか。

当該土地については、適正な評価のもと納税している市民との間で課税上の不公平が生じていますので、地方税法の規定に基づき適正に課税いたします。

なお、今後は、五島市の関係課と連携を密にし、適正な課税に努めてまいります。

6. 課税対象の地権者はこの行政業務の失態を素直に受け入れると思いますか。

当該土地の所有者への対応については、適正な評価のもと納税している市民との間で課税上の不公平が生じていますので、ご理解いただけるよう、丁寧な説明ときめ細かな対応をしたいと考えております。

五島市総務企画部税務課
資産税班：坂口、山田
電話：72-6114（直通）
（内線137）